

大阪市（大阪市港区役所）とレッドハリケーンズ大阪との連携協力に関する協定書

大阪市（大阪市港区役所）とラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を保有する株式会社 NTT ドコモ（以下、「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、港区内において両者が、スポーツの推進、地域活動の推進、地域コミュニティの推進などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、緊密な相互連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）スポーツの普及、競技力の向上、その他区内におけるスポーツの推進に関すること
- （2）地域活動の推進に関すること
- （3）地域コミュニティの推進に関すること
- （4）地域の安全・安心に関すること
- （5）ICT リテラシー向上支援に関すること
- （6）区政の情報発信に関すること
- （7）こどもの健全育成に関すること
- （8）子育て支援、健康及び福祉に関すること
- （9）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、両者合意の上決定する。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両者協議の上、決定する。また、両者のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、両者のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第5条 両者は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定めるもの以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名の上、各1通を保有する。

令和6年11月28日

大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市協定締結担当者

港区長

大阪市北区梅田1丁目10番1号 梅田DTタワー

株式会社NTTドコモ 執行役員

関西支社長